

原子力談話会規約

(1954年10月決定)

- 1(名 前) 会の名前は 原子力談話会 とする。
- 2(会 員) 会員の資格は 原則として 研究者(原子力研究に直接たずさわる人というせまい意味ではない)で、会の趣意(談話会趣意書)の実現に努力しようとする者とする。
- 3(入 会) 入会は会員の 紹介 をへて 常任委員会で決定する。
(詳) 紹介とは紹介者が 会の趣意を説明して本人が納得したことの意味で、委員会決定したのは、その人の入会について責任の所在を明確にするためである。
- 4(賛助会員) 会の趣意に賛成し、その活動を援助しようとする人を、常任委員会の決定をへて、賛助会員とすることが出来る。
- 5(財 政) 会費は 半円250円 とする。但し学生及び無給研究生は 半円150円とするが、待遇上の差別はない。賛助会員は倍額以上とする。会費は半円毎の 前納制 とする。会費は4月と10月に納め、途中の月から入会したときは端数の月につき1月50円、(学生無給者1月30円)で計算する。年々2回会計報告を行う。
- 6(組 織) 会の全体の意思は総会で決定する。但し、総会を開くことが困難な場合には、各地を、専門別等の代表からなる 運営委員会 が代行する。財政上の理由(旅費)から東京在住の委員で 常任委員会を組織する 委員会は全誌制とする(特に会長とか委員長と

委員会の人数と人選は 総会で決定し、任期は1年とする。

7(支部) 必要に応じて 地方別 又は 専門別 に支部を設けることが出来る。
支部のあるなしにかかわらず 各地方には必ず 連絡係 をおく。

8(ニュース) 情報や意見を交換するため、少なくとも月一回談話会ニュースを発行する。

9(活動) 日常活動としては研究会、討論会等を地方毎、或いは 専門別等事情に応じて行う。

10. 国民との つながりを強くするため 普及活動 を積極的に行う。

申合せ事項 (1954・10)

1. 財政を助けるため、会員が原子力に関して雑誌に寄稿するか、本を著わした場合、できるだけ談話会に寄附する(手取りの5%程度)。とくに 井すず書房「原子力」の場合は、手取りの10%を談話会に納める。
2. 会費および談話会への寄附による収入は、全国の会員の直接関係する活動にのみ使い、たとえば東京だけの動きなど支部活動にあてない。地方での財源は別途に考える。
3. 1954 年中は世話人会が常任委員会を代行する。世話人は、服部、大塚、長原、三原、夏目、森、神保の7名である。なお 事務連絡は服部大塚、会計は 夏目服部で扱う。
4. 地方からの今年度の 運営委員は、常任委員会が至急その地方と相談して決める。
5. 来年度からの委員の選出は、綱要第6条の原則に従うが、具体的方法はその頃の事情に応じて、常任委員会が選出方法の案を出して皆にはかる。